九州大学未来を拓く博士人財育成プログラム規程

令和３年度九大規程第８６号
制　　定：令和　３年１０月　１日
最終改正：令和　６年　３月２９日
（令和５年度九大規程第１１３号）

（趣旨）

第１条　この規程は、九州大学未来を拓く博士人財育成プログラム（国立研究開発法人科学技術振興機構の助成事業「次世代研究者挑戦的研究プログラム」により九州大学（以下「本学」という。）が行うプログラム。以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　プログラムは、優れた博士後期課程等の学生に研究奨励費及び研究費（以下「研究奨励費等」という。）を支給することなどを通じ、主体的に融合的研究に専念できる環境を整備し、高い研究能力に加えて俯瞰力、学際性、国際性や幅広く高度なトランスファラブルスキルを育むとともに、キャリアパスの拡大にむけた支援の提供に一体的に取り組み、我が国の科学技術を発展させ、イノベーションを創出することのできる卓越した博士人材を育成することを目的とする。

（未来創造コース）

第３条　プログラムにおいて、キャリア開発・育成コンテンツを一体的に提供し、国際的に卓越した力量を有する博士課程学生を育成するため、本学大学院に、研究奨励費等を支給する博士課程の学生が所属する博士課程コース「未来創造コース」（以下「未来創造コース」という。）を置く。

２　未来創造コースは、博士課程に設置する全学横断型のコースとする。

（事業統括）

第４条　本学にプログラムを統括管理する責任者として事業統括を置き、本学の教職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

２　事業統括は、次に掲げるプログラムの実施に係る重要事項を統括管理し、これらの事項に関する決定権を有するものとする。

(1) プログラムにより支援対象となる学生の選抜及び決定
(2) 研究費及びキャリア開発・育成コンテンツ費の配分方法及び配分額の決定
(3) 未来創造コースの運営等及びキャリア開発・育成コンテンツの提供に関する事項
(4) その他プログラムの運営に関する重要事項

（運営チーム）

第５条　プログラムを円滑に実施するため、事業統括のもとに運営チームを置く。

２　前項の運営チームに関し必要な事項は、別に定める。

（コース生の申請資格）

第６条　コース生となるための申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　研究奨励費等の支給対象となる期間の初日（以下「基準日」という。）において、本学に在籍する者

(2)　基準日において、次に掲げるいずれかに該当する又は該当する見込みである者

イ　標準修業年限３年の博士後期課程に在籍し、かつ、在学期間が３６か月未満の者（この場合において、九州大学大学院通則（平成１６年度九大規則第３号）第３５条第５項の規定にかかわらず、休学期間の合計が６か月未満の場合には、当該休学期間を在学月数に算入する。以下同じ。）

ロ　標準修業年限５年の一貫制博士課程３年次から５年次相当に在籍し、かつ、在学期間が２５か月以上、６０か月未満の者

ハ　標準修業年限４年の博士課程に在籍し、かつ、在学期間が４８か月未満の者

(3)　キャリア開発・育成コンテンツ科目を積極的に受講し、かつ、自らの能力と可能性を高めようとする意欲を有している者

２　前項の規定にかかわらず、基準日において次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請を行うことができないものとする。

(1)　九州大学マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラムに在籍している者

(2)　独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者

(3)　国、民間団体等（以下「国等」という。）から奨学金等を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められていない者

(4)　国費外国人留学生制度による支援を受けている者

(5)　母国からの奨学金等の支援を受けている外国人留学生

(6)　本学、企業等から、又は自身が起業し、第１４条に定める研究奨励費を超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者

(7)　本学の他の教育プログラムからの支援を受けている学生が、本プログラムへの参画にあたり、当該プログラム責任者からの承認を得られていない者

（コース生の申請）

第７条　コース生となることを希望する者は、本学が指定する期日までに、所定の書類を事業統括に提出しなければならない。

（コース生の審査方針）

第８条　コース生となる者は、博士課程修了後も、我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接かかわる志・能力を有することを前提条件とし、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　自身のキャリアプランや将来設計、日本の科学技術・イノベーションに対してどのように関わるのか、展望や修了後の進路が具体的に示されていること。

(2)　自身の博士論文研究における課題設定に至る背景と研究目的が、専門外の研究者に

も判るように示されており、かつその着想が優れていること。研究の方法にオリジナリティがあり、研究課題の今後の展望が示されていること。

(3)　自身の研究遂行力の自己分析（強み・今後研究者として発展するために必要と考えている要素）を踏まえ、学際的な融合研究について具体的な構想を有していること。

(4)　自身の研究計画及び研究指導計画に基づく学位論文の作成と本プログラムの双方を標準修業年限以内で修了できる見通しがあること。

（コース生の選考等）

第９条　事業統括は、第７条に基づき申請を行った者について前条に定める審査方針に基づき選考を行い、運営チームの議を経てコース生を決定する。

２　前項の決定は、原則として研究奨励費等の最初の支給対象となる月の月末までに行う。

３　事業統括は、研究奨励費等の支給開始日までに、本学ウェブサイトにおいて、コース生の氏名を公表する。

４　事業統括は、第１７条第１項の規定により研究奨励費等の支給を停止する又はコース生の資格を取り消すこととなった場合、運営チームの議を経て、新たなコース生候補者を選考することができる。

５　事業統括は、研究奨励費等の支給を停止する又はコース生の資格を取り消すこととなった者（以下「前任コース生」という。）が生じた場合、前項により選考されたコース生候補者から、運営チームの議を経て、新たなコース生の決定を行う。

６　前項の規定によりコース生として決定された者に対する研究奨励費等の金額及び支給期間は、第１４条及び第１５条の規定に関わらず、前任コース生が既に受給した研究奨励費及び使用した研究費の残額の範囲内並びに前任コース生の当初の支給予定期間から既に研究奨励費等を受給した期間を除いた期間の範囲内とする。

（授業科目、履修方法等）

第１０条　未来創造コースの授業科目及び履修方法は、別表１のとおりとする。

２　未来創造コースにおいて、他の学府、専攻又は学部の課程における授業科目を履修することができる。

３　前項の規定により修得した授業科目の単位は、未来創造コースの修了要件に充当することができる。

（修了要件）

第１１条　未来創造コースの修了要件は、前条に規定する履修方法に基づき、所定の授業科目の単位を修得することとする。

（修了の認定及び修了証の交付）

第１２条　未来創造コースの修了要件を満たした者は、修了の認定を受け、その旨を証する修了証の交付を受けることができる。

２　修了証の様式は、別記様式のとおりとする。

（コース生の義務及び履行状況確認等）

第１３条　コース生は、あらかじめ定めた研究計画に基づき、学業及び研究に努めなければならない。

２　コース生は、毎年度１回以上、研究の進捗状況について、事業統括に報告するものとする。なお、事業統括が求めた場合には、研究の進捗及び研究費の使用に関する状況等について必要な報告を行わなければならない。

３　コース生は、研究を行うにあたっては、本学が定める諸規則等を遵守し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない。

４　コース生は、本学の指定する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。

５　コース生は、事業により得た研究成果を発表する場合、事業により助成を受けたことを表示しなければならない。

６　コース生は、キャリア開発・育成コンテンツによる育成効果の検証のため、本コース修了後、１０年程度の間、本学が実施するキャリア追跡調査に協力しなければならない。

７　運営チームは、第１項から第５項に定める義務の履行状況に疑義がある場合は確認のための書類の提出を命じる又は面談の実施を行うなど、コース生が適正に義務を履行するよう指導を行う。

８　運営チームは、前項に基づく義務の履行状況の確認結果及び指導の状況を、事業統括に報告する。

９　事業統括は、前項の報告の際に運営チームの意見を聞いて、毎年度コース生の義務履行状況を確認の上、次年度の研究奨励費等の支給継続の可否を決定する。

（コース生の研究奨励費等の額）

第１４条　コース生の１人当たりの研究奨励費等の年額は、次の表に掲げるとおりとする。

１人当たりの研究奨励費等（年額）	
研究奨励費	研究費
２４０万円	最大５０万円

２　前項に定める研究費については、コース生の研究計画及び年度ごとの中間報告書を基に事業統括が運営チームの意見を聞いて調整するものとする。

（研究奨励費等の支給期間）

第１５条　研究奨励費等の支給の始期は本学がコース生として決定した月とし、研究奨励費等の支給の終期は当該コース生が在籍する課程の標準修業年限を満了した月とする。ただし、第１８条第１項の規定により研究奨励費等の支給を再開した場合は、当該停止期間を限度として、支給期間を延長することができる。

（研究奨励費等の支給方法等）

第１６条　研究奨励費は、原則として毎月２１日（その日が土曜日又は日曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）が定める休日にあたるときは当該日の直前の休日でない日）に、第１４条に定める額を１２で除した額を、コース生が指定する

口座への振込みにより支給する。

２　研究費は、第１４条に定める額の範囲で研究に必要な経費として認められた場合に使用できることとし、その執行は、国立大学法人九州大学会計規則（平成１６年度九大会規第１号）その他本学が定める諸規則等に基づき適正に行わなければならない。なお、研究費の不正使用が認められた場合には、既に使用した研究費について返納させることがある。

３　研究奨励費等の支給期間の開始日が月の中途であった場合、当該月の研究奨励費の支給額は、別表２に定めるとおりとする。

（研究奨励費等の支給停止等）

第１７条　次の各号のいずれかに該当することとなったコース生は、研究奨励費等の支給を停止し、又はコース生の資格を取り消す。

(1)　第６条第２項各号のいずれかに該当する場合

(2)　休学（第１３条第１項から第５項までに規定するコース生の義務を引き続き遂行できる場合を除く。）若しくは退学し又は除籍（第４号に該当する場合を除く。）となった場合

(3)　出産、育児等の事情により、事業統括が特に配慮が必要と認めた場合

(4)　死亡した場合

(5)　懲戒処分を受けた場合

(6)　毎年度実施する適格認定において、事業統括が第１３条第１項から第５項までに規定するコース生の義務を履行していないと認めた場合

(7)　学業及び研究に努めない又は性行が不良である等、事業統括が研究奨励費の受給者として不適格であると認めた場合

(8)　日本国政府による日本への入国制限、疾病等の影響による移動制限等により、コース生が入国できていない場合

２　研究奨励費等の支給の停止又は受給資格の取消しが行われた日が月の中途であった場合、当該月の研究奨励費の支給額は、別表２に定めるとおりとする。

３　事業統括は、前項により定める金額以上の研究奨励費が既に振り込まれた場合は、当該コース生に対して当該差額分の返納を請求し、当該コース生は速やかにこれを返納しなければならない。ただし、第１項第４号に該当する場合はこの限りでない。

４　事業統括は、既に支給した研究費に、研究奨励費等の支給の停止又は受給資格の取消しが行われた日の翌日以降の研究に係る経費が含まれていた場合は、当該コース生に対して当該経費の額について返納を請求し、当該コース生は速やかにこれを返納しなければならない。ただし、第１項第４号に該当する場合はこの限りでない。

（研究奨励費等の支給再開）

第１８条　前条第１項の規定により研究奨励費等の支給を停止した者について、停止事由が消滅し、支給を再開することが適切であると事業統括が認めた場合には、研究奨励費等

の支給を再開することができるものとする。

２　前項により研究奨励費等の支給を再開する日が月の中途であった場合の研究奨励費の支給額については、第１６条第３項の定めを準用する。この場合において、同条及び別表２中「支給期間の開始日」とあるのは「支給を再開する日」と読み替えるものとする。

（事務）

第１９条　プログラムに関する事務は、事務局関係各課等、関係各部局等の協力を得て、学務部学務企画課において処理する。

（雑則）

第２０条　この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

２　この規程施行後最初の第６条第１項第１号に定める基準日は、令和３年１０月１日とする。この場合において、令和３年１０月からコース生となる者の認定は、第９条第２項の規定にかかわらず、同年１０月末日までに行うこととする。

３　令和３年度に博士課程の最終学年に在籍する者については、第８条第１項第３号の規定は適用しない。

附　則(令和４年度九大規程第１６号)

この規程は、令和４年８月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学「未来を拓く博士人材育成のためのオープンプラットフォーム型教育システムの構築」プロジェクト規程第６条第２項第７号、第１５条及び第１７条第１項第８号の規定は令和３年１０月１日から適用し、第９条第２項の規定は令和４年４月１日から適用する。

附　則(令和４年度九大規程第１１８号)

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規程第１１３号）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年３月３１日までに九州大学先導的人材フェローシップ事業規程（令和２年度九大規程第４８号）第１４条第６項の規定に基づき、研究奨励金を支給継続と決定された者については、この規程による改正後の九州大学未来を拓く博士人材育成プログラム規程（以下「新規程」という。）第１３条に規定するコース生の義務及び履行状況確認等を受けたものとみなし、令和６年４月１日より本コースに在籍するものとする。

３　新規程は、令和６年４月１日にコース生となる者から適用する。ただし、令和６年３月３１日に本コースに在籍し、この規程の施行の際のこの規程による改正前の九州大学「未来を拓く博士人材育成のためのオープンプラットフォーム型教育システムの構築」プロジェクト規程第１３条第９項の規定に基づき、研究奨励費等を支給継続と決定され、令和６年４月１日以降も引き続き在籍する者については、なお従前の例によるものとする。

４　この規程施行後最初の新規程第６条第１項第１号に定める基準日は、令和６年４月１

日とする。この場合において、令和６年４月からコース生となる者の認定は、新規程第９条第２項の規定にかかわらず、令和６年７月３１日までに行うものとする。

別表１（第１０条第１項関係）

未来創造コース

一　履修方法

１　本コースに係る授業について、必修科目３科目、ならびに選択科目群１科目以上（計４科目）を修得しなければならない。

二　授業科目等

科目	必修・選択の別
[1]創発科目 A	必修
[2]リサーチプロポーザル	必修
[3]キャリア開発講座	必修
[4]創発科目 B	選択
[5]創発科目 C（創発インターンシップ）	選択
[6]AI 共創型越境科目	選択
[7]院生融合プロジェクト	選択
[8]大学院基幹教育科目	選択
[9]アントレプレナーシップ教育科目	選択
[10]データサイエンス実践講座	選択
[11]レジリエンス養成講座	選択
[12]インターンシップ	選択
[13]国際ネットワーク形成科目 A	選択
[14]国際ネットワーク形成科目 B	選択
[15]国際ネットワーク形成科目 C	選択

別表２（第１６条第３項及び第１７条第２項関係）

区　分	研究奨励費の支給額
支給期間の開始日が当該月の１５日以前の場合	当該月分の全額
支給期間の開始日が当該月の１６日以降の場合	当該月分の２分の１の額を減額した額
支給停止の日又は受給資格が取消しとなった日が当該月の１５日以前の場合	当該月分は支給しない
支給停止の日又は受給資格が取消しとなった日が当該月の１６日以降の場合（当該日が月の末日である場合を除く。）	当該月分の２分の１の額を減額した額

支給停止の日又は受給資格が取消しとなった日が当該月の最終日の場合	当該月分の全額

別記様式（第１２条第２項関係）

第　　号

修　了　証

氏　名

年　　月　　日生

九州大学大学院博士課程未来創造コースを修了したことを証する。

年　　月　　日

九州大学総長　　○　○　○　○

No.

Certificate of Completion

Name
The date of birth:

has completed the requirements of

Kyushu University Doctoral "Future-Creation (MIRAI)" Course

and is awarded this certificate.

Given by

President, Kyushu University

This_____Day of _____Year of _____.